



# 書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

(注) 復興特別所得税の還付の請求はできません。

- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

- (1) 「年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

- (2) 「前年分の税額」⑦～⑭欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前

年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(※)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうち、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額が含まれている場合は、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額(復興特別所得税の額から控除される金額は含みません。)を差し引いた金額になります。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。